

短期講習会のご案内

お手数をお掛けいたしますが、関係部署にお廻し下さいますようお願い申し上げます。

新リース会計基準への実務対応

一般財団法人 産業経理協会

企業会計基準委員会（ASBJ）から、2024 年 9 月 13 日付で「リースに関する会計基準」および「リースに関する会計基準の適用指針」が公表されました。借手の会計処理については、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区別はなく、一律「使用権モデル」が適用され、短期リース・少額リースを除いて、すべてのリースについて使用権資産およびリース負債が計上される点に留意する必要があります。

また、リースの識別のルールが詳細に定められており、契約にリースが含まれているのかどうかについて、契約内容等を確認した上での詳細な検討が必要になります。さらに、リース期間の見積り、リース構成部分と非リース構成部分の区分、サブリース・転リース、セール・アンド・リースバックの取扱いなど、理解・整理しなければならない項目は多岐にわたる一方で、貸手の会計処理については、「収益認識に関する会計基準」との整合性を図る点、リースの定義およびリース

の識別を除き、現行の企業会計基準第 13 号の定めが踏襲されていますが、延払基準が廃止されることによる実務への影響の大きさが予想され、さらに、適用初年度の経過措置の取扱いにも、十分な留意が必要であると考えられます。

なお、令和 7 年度税制改正において、法人税法の基本的な取扱いには変更がなく、特にオペレーティング・リースについての会計と税務の不一致に係る申告調整の実務が生じます。

本講習会では、「リースに関する会計基準」および「リースに関する会計基準の適用指針」の内容に基づいて、現行の取扱いとの違いを指摘しながら、実務的な観点から、詳細かつわかりやすく解説するほか、税制の対応についても、通達の内容なども含めて詳しく解説します。

要 項	
日 時	9 月 25 日（木） 午後 1 時 30 分～5 時まで
講 師	公認会計士・税理士 太 田 達 也 氏

講 義 内 容

I リースの識別

- リースの定義
- リースの識別（従来リースとして識別されなかった取引であっても、リースとして識別されるものが生じ得る）
 - 対象資産の特定
 - 対象資産の明示的または黙示的な特定
 - 供給者が資産を入れ替える実質的な権利を有していないこと
 - 原資産の稼働能力の一部である場合
 - 借手による使用権の支配
 - 顧客が、特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有していること
 - 顧客が、特定された資産の使用を指図する権利を有していること
- リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分
 - リースを構成する部分とリースを構成しない部分
 - 借手における例外的な取扱い

II 借手の会計処理

- リース期間
 - 延長オプション、解約オプションがある場合の取扱い（リース期間の見積方法）
 - 経済的インセンティブを生じさせる要因の検討
 - 不動産賃貸借取引に係る見積りの留意点
 - 借手のリース期間に含まれない再リースの取扱い
- 使用権資産およびリース負債の計上額
 - 計上額の算定方法（2）割引率の取扱い
- 利息相当額の各期への配分
 - 原則的な会計処理（2）例外的な会計処理
 - 使用権資産総額に重要性が乏しいと認められる場合に認められる例外的な会計処理
 - 重要性の判断指針
- 使用権資産の償却の方法
- 具体的な設例による解説
- 短期リースおよび少額リースの簡便的な取扱い
 - 短期リース

- 少額リース（1 契約 300 万円基準または 5 千米ドル基準の選択適用）
- 契約条件の変更等に係る会計処理
 - 契約条件の変更に係る会計処理
 - 契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し
- セール・アンド・リースバック取引
- 借地権の設定に係る権利金の取扱い

III 貸手の会計処理

- 貸手の会計処理の基本
- ファイナンス・リースに係る具体的な会計処理
 - 所有権移転外ファイナンス・リースの会計処理
 - 仕訳例とその内容
 - 所有権移転ファイナンス・リースの会計処理
 - 利息相当額の各期への配分方法
- オペレーティング・リースの会計処理

IV サブリース取引および転リースの取扱い

- サブリース取引
- 転リース

V 開示の取扱い

- 借手の表示
- 貸手の表示
- 注記

VI 適用時期

VII 経過措置の取扱い

- リースの識別の判断に係る経過措置
- ファイナンス・リースに分類していたリースに係る経過措置
- オペレーティング・リースに分類していたリースおよび新たにリースとして識別されたものに係る経過措置

VIII 実務への影響等

- リースの識別について
2. 会計処理
- 財務面への影響

IX 税務上の取扱いの展望

- 法人税（通達の内容を含む）
2. 消費税
- 外形標準課税

X 現行の企業会計基準第 13 号と新リース会計基準との比較

- テキスト テキストとして、太田達也氏著『「新リース会計基準と税務」完全解説（仮題）』（2025 年 8 月・税務研究会出版月刊）を使用しますので、お持ちの方はご持参いただきたく、また、購入ご希望の方には当日書店が出張販売いたします。
- 参加費 20,900 円（非賛助会員 1 名につき）（消費税等 1,900 円 を含みます。）
18,700 円（当協会普通賛助会員 1 名につき）（消費税等 1,700 円 を含みます。）
17,600 円（当協会正賛助会員 1 名につき）（消費税等 1,600 円 を含みます。）
16,500 円（当協会特別賛助会員 2 人目から 1 名につき）（消費税等 1,500 円 を含みます。）
無 料（当協会特別賛助会員 1 名または当協会正賛助会員無料券ご使用の方）
- 割引対象 当協会主催「経理部長会」にご登録の会社の方がご参加の場合（封筒の宛名の下部に表示されている研究会識別記号が K0 の場合）は、上記参加費の「当協会正賛助会員」の金額（17,600 円）に割引させていただきますので、何卒ご利用賜りますようお願い申し上げます。
- テキスト代 上記テキストご購入の場合には、参加費のほかにテキスト代をご用意いただくこととなります。なお、書店による販売価格につきましては、お申込みいただいた際に発行する「申込受付票」に記載してお知らせいたします。
- 申込要件 1. 「申込方法」の 3 について同意いただいていること。
2. 「個人情報の取扱い」の 1 について同意いただいていること。
- 申込方法 1. 別紙申込書により、9 月 22 日（月）までに FAX（0 3）3 2 5 1－0 5 3 3 もしくは、ホームページよりお申込みください。ただし、満員になり次第締切らせていただきますので予めご了承下さい。
2. 申込書ご記入の際には、お手数をおかけいたし誠に恐縮に存じますが、コード番号欄に、封筒の宛名の下部の括弧内に印字してあります番号（4 桁）を、また、その番号に続き記号（2 桁）が印字されている場合には、研究会等識別記号欄に、その記号をお書き添え賜りますようお願い申し上げます。また、緊急連絡等を FAX で行うことがありますので、申込書の FAX 番号欄も必ずご記入くださいますようお願い申し上げます。
3. お申込（入金済み分を含む）を キャンセルする必要がある場合には、9 月 24 日（水）の正午までに FAX でご連絡下さい。それ以降のキャンセルは不可とし、欠席された場合でもご請求額全額を申し受けますので、何卒ご諒承の程お願い申し上げます。
4. 特別賛助会員の方は、1 名に限り参加費は無料となりますが、複数のお申込みをいただきました場合には、先着の方を優先して無料適用とさせていただきますので、何卒ご諒承賜りますようお願い申し上げます。
- 送金方法 1. お申込みいただきました方には、「申込受付書類」（受付票・請求書）をお送りいたします（ご本人宛）。万一手元に届きません場合は、恐れ入りますがお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。
2. ご送金は、上記請求書にもとづき、原則として開催日までにお手続き下さいますようお願いいたします。
- 個人情報の取扱い 1. ご記入頂きました個人情報等につきましては、セミナー、講習会、講座等、当協会主催事業のご案内及びアンケート等のご依頼に際して利用させていただきます。また、講師以外の第三者に提供することはございません。
2. 上記の利用目的にご同意頂くことができない場合には、お申出により当方にて所有する個人情報を消去させていただきます。
- 申込先 一般財団法人 産業経理協会
東京都千代田区神田淡路町 1-15-6
電話 03（3 2 5 3）0 3 6 1（代） FAX 03（3 2 5 1）0 5 3 3



◇ 会場ご案内 ◇

「産業経理協会ビル 2階 講義室」

東京都千代田区神田淡路町 1-15-6

電話 03（3253）0361（代）

交通機関

東京メトロ

丸の内線「淡路町」駅（A5・A3 出口） 徒歩 2 分

千代田線「新御茶ノ水」駅（B4・B3 出口）徒歩 2 分

銀座線「神田」駅（須田町口）徒歩 10 分

都営新宿線「小川町」駅（A7・A5 出口）徒歩 2 分

JR 線「御茶ノ水」駅（聖橋出口）徒歩 7 分

「神田」駅 徒歩 12 分